

電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令（案）
に対する意見募集について

令和5年3月27日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

令和5年2月22日付けで電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集を行いました。

1. パブリックコメント実施期間等

(1) 実施期間

令和5年2月22日（水）～令和5年3月23日（木）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：2件

3. 結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和5年3月27日（月）

(2) 御意見及び御意見に対する考え方

次項参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

電話 03-3501-1748（直通）

意見	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	なぜインボイス導入による負担を大手電力会社が消費者に負担させるのか理解できない。そもそも、免税業者は免税するだけあって小規模かつ収入も多くないのであり、それらの業者に課税しようとするインボイス制度は非常に問題がある。もっと言えば、消費税も逆進性の高い税制としては問題がある制度である上に、日本においては事実上、法人税の減税の穴埋めに使われているとも取れる状態である。このような状態で、貧困者が増え続けている。電気はライフラインの一部であるにも関わらず、貧困者にさらに課税するような状況を推進するのはあまりにも問題ではないか。	本意見募集に対応する内容ではないが、御意見は担当部署に伝えさせていただきます。
2	1 解約と解除の明文化について 新たに解約の文言が追記されたが、解除との定義の違いを明記していただきたい。 2 中途解約について 休廃止する事業者と、事業は継続するものの収支改善等の観点から解約を行う事業者とで解約の対応が異なると考える。 前者については、需要家との協議を行わずして一方的に解約する。他方、後者においては、事業者から一方的に解約するケースと、解約か値上げかで交渉する2つのケースが考えられる。 90日前の解約報告を義務付ける場合、協議が長引き90日を割り込むことを懸念し需要家と協議せずに一方的な解約通告を行う事業者が増えると需要家にとって不利に働くことになるのではないかと。よって、後者については、協議開始から解約までの期間を90日と定めるのがよいのではないかと。 また、小売供給約款には、契約の変更または解約は希望日の3か月前までに相手方にその旨を書面にて通知することで契約の解約または契約条件の変更ができる旨を規定されており、90日前に解約かどうかを決定するためには、その2から3か月程度前から協議が必要である。需要家は、契約開始から程なくしたタイミングから次期の契約先の選定などが必要となるが、その後他社の新たな料金が出る可能性があるなど需要家にとって適切な契約先を選定できない場合も想定される。よって、前述のとおり、協議開始から解約までの期間を90日と定めていただきたい。 3 様式第12の7 需要家の契約更改タイミングごとに解約の交渉を行うケースがあるが、この場合、最大で1年間のすべての計量日で解約する件名が発生することになる。様式第12の7 需要家に申入れした内容の2 供給を停止する年月日がある1日とすると、上記の場合、毎日報告が必要になってしまうのではないかと。よって、2. 供給を停止する年月日は一定期間を対象とできる書式としていただきたい。例えば、10月1日を基準とする場合、10月から3月分を報告し、次の報告は4月申出分からにする等。 4. 様式第12の7 数千件、数万件、数百万件と供給する場合、解約等の数を1件単位で把握することが実務上、困難である。よって、報告は50件単位で報告するなど概算値で報告できるようにしていただきたい。	1 について 小売電気事業者の策定する小売供給契約（約款）において、解除と解約を書き分けている例が散見されるため、実務においてはこれらを使い分けられているものと認識している。その上で、省令において規定するのは、これらの用語の定義ではなく、解除、解約どちらの契約項目も定める場合には需要家にとって非常に重要な情報であるので、説明等の規律を設けることである。 2 について 小売電気事業者が解約等の意思表示をその通知等により明確に需要家に伝えた時点から解約等を希望する日までに一定の告知期間を確保すべきであることを（本省令ではなく）電力の小売営業に関する指針において新たに規定することを予定している。告知期間は次に契約をする小売電気事業者を探す等するための準備期間として設定していることから、解約等されることが決定した時点から確保されることが望ましいと考えている。 告知期間については、需要家の責めに帰すべき事由によらず、小売電気事業者から解約等を行う場合に当該期間を設けるべきであるとしているため、後半のご指摘には当たらないと考えている。 3 について 小売電気事業者毎にその事情は異なるため、具体的な記載ぶりについて、必要に応じて、資源エネルギー庁電力産業・市場室までご相談されたい。 4 について 解約等を1件単位で様式に記入し報告することを求めているものではなく、報告時点で該当となった案件全てをまとめて様式に記入し報告いただくことを考えている。